

財団法人 日本YWCA寄附行為



# 財団法人 日本YWCA寄附行為

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日本YWCAという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区九段南4丁目8番8号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、キリスト教の基盤にたち、世界YWCA及び加盟YWCAと連携して女性と青少年の人格的成長に資するとともに、世界の平和と正義を実現するための活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)世界YWCAの事業への協力
- (2)加盟YWCAを代表して、国の内外において行う事業
- (3)加盟YWCA間の連絡調整
- (4)加盟YWCAの活動への助言
- (5)加盟YWCAとの相互協力及び全国協力事業
- (6)加盟YWCAのリーダーの養成
- (7)青少年リーダーの育成
- (8)機関紙及び出版物の刊行事業
- (9)法人格のない加盟YWCAの土地、建物その他の資産の取得、所有、管理、貸与及び供給
- (10)日本YWCA会館の管理運営
- (11)その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 加盟YWCA

第5条 この法人の目的に賛同するYWCAで、この法人に加盟を認められたものを加盟YWCAとする。

2. 加盟及び脱退については、評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得なければならない。
3. 加盟YWCAの除名については細則の定めるところにより、評議員会及び理事会の議決を経て行う。
4. 加盟YWCAは、この法人の行う事業に要する経費に対する負担金を分担して納入しなければならない。

### 第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1)別紙財産目録記載の財産
- (2)資産から生ずる収入
- (3)加盟YWCAからの負担金
- (4)事業に伴う収入
- (5)寄付金品
- (6)その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産、特別財産及び運用財産の3種とする。

2. 基本財産は別紙財産目録のうち基本財産として記載された財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産並びに基本財産として指定して寄付された財産とする。
3. 特別財産は、加盟YWCAのために用途を指定して寄付された財産とする。
4. 運用財産は、基本財産及び特別財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て信託銀行に信託する等確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し又は特別財産及び運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(特別財産の処分)

第10条 特別財産は、寄付者の指定にかかる加盟YWCAに、無償で使用させ、又は譲渡することができる。

2. 前項以外に、特別財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、理事会の議決を経て、当該加盟YWCAの同意を得た場合はこの限りではない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支計算)

第13条 この法人の収支計算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第15条 この法人が第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員、評議員及び職員

(役員)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1)理事5名以上7名以内(うち、理事長及び常務理事各1名とする。)
- (2)監事2名又は3名

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
3. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。
4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第19条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序により、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常業務全般を統括する。
4. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第21条 この法人の役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後又は辞任後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第23条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第24条 この法人に評議員12名以上19名以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を越えてはならない。

4. 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5. 評議員には第21条及び第22条の規定を準用する。その場合「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第25条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第26条 この法人の事務を処理するために、総幹事、幹事、事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

3. 職員は、有給とする。

## 第6章 会議

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会の招集等)

第29条 評議員会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は評議員現在数の過半数により、会議に付議すべき事項を示して評議員会の開催が請求されたときは、理事長は、請求のあった日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

2. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。
3. 次に掲げる事項については、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算についての事項
  - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
  - (3) 基本財産についての事項
  - (4) 長期借入金についての事項
  - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
  - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(評議員会の定足数等)

第30条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 評議員会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長

の決するところによる。

(議事録)

第31条 本章で定める会議については議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の、各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の、各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書

- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 資産台帳及び負債台帳
- (9) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (10) 事業計画書
- (11) 収支予算書
- (12) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (13) 官公署往復書類
- (14) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第8号までの書類、及び同項第10号から第12号までの書類は永年、同項第9号の帳簿及び書類は10年以上、同項第13号及び第14号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項(1)～(14)を一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第36条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

1. この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けた日(2008年6月12日)から施行する。
2. この寄附行為の変更の際、現に存する役員及び中央委員は、この寄附行為による役員及び評議員とみなす。ただし、その任期は、この寄附行為の変更の後、変更後の寄附行為の規定に従って、新たに役員及び評議員が任命される時までとする。
3. 前項の新たな役員及び評議員の任命は、変更後の寄附行為の施行の後、すみやかに行うものとする。

(1981年<昭和56年>9月22日 寄附行為認可)

(2008年<平成20年>6月12日 寄附行為一部変更認可)

以上、寄附行為に相違ありません。

財団法人日本YWCA 理事長 鈴木伶子

